

第8回 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時：令和5年3月2日（木）10時00分～11時42分

2. 場 所：オンライン会議

3. 出席者：

（委 員）武井一浩(座長)、御手洗瑞子(座長代理)、大槻奈那

（専門委員）落合孝文、竹内純子、堀天子、瀧俊雄

（事務局）辻次長、松本参事官

（ヒアリング対象者）

福原 道雄 法務省 出入国在留管理庁 審議官

稲垣 貴裕 法務省 出入国在留管理庁政策課 政策調整官

石井 芳明 経済産業省 新規事業創造推進室長

菅原 晋也 内閣府 地方創生推進事務局 参事官

田中 聡明 内閣府 地方創生推進事務局 参事官

三好 敏之 金融庁 監督局審議官

山下 正通 金融庁 監督局銀行第一課長

志水 雄一郎 株式会社フォースタートアップス代表取締役

泉 友詞 株式会社フォースタートアップス Public Affairs 戦略室長

井伊 悠斗 株式会社フォースタートアップス Public Affairs 戦略室員

4. 議題

（開 会）

議題1. 海外人材の活躍に資する制度見直し

議題2. 規制改革ホットライン処理方針

（閉 会）

5. 議事概要

○松本参事官 定刻となりましたので、ただいまから、規制改革推進会議、第8回「スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ」を開催します。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する御連絡を申し上げます。

本日は、オンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ資料を御準備いただけますようお願いいたします。

会議中は発言者の声がクリアに聞き取れるよう、通常、皆様には画面左下のマイクアイコンでミュートにいただき、発言される際にミュートを解除して御発言ください。発言後は、またミュートに戻していただくよう御協力をお願いします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局から記者ブリーフィングを行うこととしておりますので御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。本日は、構成員の委員、専門委員のうち、井上専門委員、後藤専門委員が御欠席との連絡をいただいております。また、構成員の皆様に加え、瀧専門委員が途中から御参加との連絡をいただいております。

以後の議事進行につきましては、武井座長にお願いしたいと思っております。

武井座長、よろしくお願ひいたします。

○武井座長 それでは、議題1「海外人材の活躍に資する制度見直し」について議論を進めたいと思っております。本件につきましては、まず、外国人による創業活動支援について要望者からヒアリングを行います。

本日は、御説明者としてフォースタートアップス株式会社Public Affairs戦略室長、泉友詞様にお越しいただいております。お忙しい中、お越しいただき誠にありがとうございます。

それでは、御説明をよろしくお願ひいたします。

○フォースタートアップス社（泉戦略室長） 改めまして、フォースタートアップス株式会社Public Affairs戦略室の泉でございます。本日は、貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

改めまして、日本のスタートアップのエコシステムの活性化にひもづきまして、それに資するような御提言を、本日はお時間をいただきまして進めてまいりたいと思っております。

それでは、井伊さん、よろしくお願ひいたします。

○フォースタートアップス社（井伊戦略室員） それでは、私のほうから要望内容を御説明させていただきたいと思っております。冒頭、本要望の背景など、弊社代表取締役社長の志水より御説明させていただきたいと思っておりますので、志水さん、よろしくお願ひします。

○フォースタートアップス社（志水代表取締役社長） フォースタートアップス代表取締役社長の志水でございます。本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、お見知りおきいただくために、フォースタートアップスという会社を御紹介させていただきます。フォースタートアップスは2016年の9月に法人を設立いたしました。法人を設立した趣意としては、日本の再成長を新産業で実現すること。これ一心で、ここ6年ちょっと、事業をやってまいりました。現在においては、従業員数も165名を超えてまいりまして、国内の中でスタートアップを支援する会社としては、従業員数が最大のチームとなっております。それと、お金、戦略、データ、様々なもので、スタートアップを取り巻く環境を最適化し、そこにひもづいた皆様の成長を全面的に支えるようなチームでございますので、今回のような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

必ず日本の再成長を実現するようなスタートアップ政策にひもづいた民間での活動、こ

これを全面的に私たちは支えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。
では、井伊さんに戻します。

○フォースタートアップス社（井伊戦略室員） ありがとうございます。

それでは、具体のところを本日は私のほうから御説明させていただきたいと思ひます。

本日は、地方公共団体などから弊社のほうでヒアリングした内容などを踏まえて、4点御要望させていただきたいと思ひます。次ページ以降、順番に御説明させていただきたいと思ひます。

1点目としまして、スタートアップビザ期間満了後の「経営・管理」ビザ初回申請時における事業所確保要件について、コワーキングスペースなどを事業所所在地として認める現在の特区事業の特例を経産省事業・法務省事業でも認める制度整備を御要望いたします。

背景といたしましては、コロナ禍を経てリモートワークが一般化した現在において、現在の事業所要件はオフィスの実態に即していないと考えておりまして、国家戦略特別区域においてはコワーキングスペースを事業所とみなす規制の特例措置を設けているものの、他地域で起業を志す外国人の課題も解消されていないほか、今後、外国人起業家の受け入れを促進しようとする地方都市などが、外国人起業家候補を呼び込む上で不利な立場に置かれており、外国人起業家の受け入れ促進の観点から実態に即した事業所要件への改定が必要と考えております。

また、パワーポイントの要望部分には記載しておりませんが、今回のスタートアップにおいては、創業、法人の大幅な拡大まで複数年、コワーキングスペースを事業所として利用し続けることも一般的にあるところ、本制度においても初年度のみならず、複数年利用可能になると、よりよい制度になると考えており、こちらも併せて言及させていただきます。

2点目といたしまして、コワーキングスペースなどについて、現行のコワーキングスペース・シェアオフィスに加えて、大学研究室・企業内施設を事業所所在地として認める旨のガイドラインの作成・改定を要望いたします。

法務省が事業所の定義として引用している総務省 日本産業分類一般原則 第2項における事業所の定義によれば、同じ建物内に複数の事業所が存在すること、同じ室内に複数の事業所が存在することが許容されており、コワーキングスペース特例の対象施設に大学研究室や企業内施設を追加することは定義上可能なものと理解しております。

その上で、具体的な事例として、例えばX大学Y研究棟Z号室などの形式により特定される登記可能な住所の利用を想定しており、利用事例としては、例えば理系の外国人留学生が自身の研究分野にひもづく起業を検討とする際、必要な設備はその大学の研究室を事業所として起業するようなケースであったり、自身が在学する大学の地域内にコワーキングスペースがない場合に、大学構内や企業内施設を事業所として活動するケースなどを想定しております。

また、こちらに記載のとおり、付帯条件としまして、コワーキングスペースなどと同様、

自治体が認定した施設であることや、自治体、または委託事業者にて定期的に活動内容のフォローアップを行い、起業活動の実態を把握することを御提案させていただきます。

3点目といたしまして、地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の事業規模要件に係る取扱いとして認められているインキュベーション施設の特例について、希望する事業実施主体がインキュベーション施設特例を有効活用できるよう、特例の要件についてガイドラインの作成・改定を要望いたします。

背景といたしましては、インキュベーション施設の特例については、自治体が指定するインキュベーション施設への入居を条件に事業規模要件を一部緩和する有効な制度である一方、適用条件や具体的な適用金額が不明瞭であることなどが原因で活用が進んでいない現状がございます。活用自治体においてはインキュベーション施設に係る賃料に加え、当該設備を受けられる助言に係るコンサルティング費用を特例の対象金額として考慮することで、外国人起業家に対するメリットを創出し、外国人起業家の誘致につなげているところ、上記のコンサルティング費用のように、賃料以外に具体的にどのような項目が対象として認め得るのか、各自治体が特性を生かした特例の活用が可能となるよう、ガイドラインの整理を要望いたします。

最後に、4点目といたしまして、在留資格「経営・管理」の事業規模要件の第二号ハに該当するものとして、資本金の額及び有償型新株予約権（J-KISS型新株予約権等）によって資金調達を受けた金額の合計が500万円以上である場合、事業所要件第二号を充足するものとして認めるよう、ガイドラインの作成・改定を要望いたします。

背景といたしまして、国内でも特に創業期のスタートアップにおいては有償型新株予約権の発行による資金調達手法が広がりつつあり、同手法によれば、資金調達時だけでなく次の資金調達ラウンドなどで企業価値評価を行うため、実績が少ない創業間もない時期のスピーディーな資金調達に適した手法となっております。同手法による資金調達により事業者要件第二号を充足できることとするのは、投資家から評価を受けた有望な外国人起業家が、本邦で資金調達を行い、起業に至る確度を高めることに寄与するものと考えております。

付帯条件といたしましては、資金の払い込みが完了していること及び同資金が有償化新株予約権の発行による返済義務のないものであることを証明する書類として、事業者の口座に投資家から資金が入金されたことが確認できる振込明細及び同金額が有償型新株予約権の発行に基づくものであることを示す締結済投資契約書の写しなどを提出することを条件とすることを提案いたします。

こちらのページでは、今回の議論の前提として、改めまして有償型新株予約権による資金調達の流れを御説明させていただきたいと思っております。

有償型新株予約権においては、投資契約の締結後、事業者は新株予約権を投資家に対し発行し、投資家は新株予約権の対価として資金の払い込みを行います。一般的には、新株予約権の対価として受け取った資金について、事業者は返済義務を負わないものとなりま

す。その後、発行時に定めた転換条件を満たした際、投資家は新株予約権を行使し、発行時に定められた条件に応じて株式を受け取ります。事業者のバランスシート上では、発行時の払い込みを受けた現預金、新株予約権を計上し、新株予約権は新株予約権行使時に資本金（及び資本準備金）に仕訳が行われます。

したがって、スキームの構造として、本件規制緩和の懸念点として想定される、資金が入金される確度、及び返済義務がない資金であることは充足されるものとして考えております。

駆け足となりましたが、弊社からの発表は以上となります。

○武井座長 御説明、誠にありがとうございました。

続きまして、昨年12月、規制改革推進会議決定がされました規制改革に関する中間答申に係る対応状況及び先ほど御要望者様から御説明がございました規制改革要望に関しまして、法務省様からヒアリングを行いたいと思います。

本日は、御説明者として法務省出入国在留管理庁審議官、福原道雄様にお越しいただいております。お忙しいところ、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、御説明をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

○福原審議官 出入国在留管理庁で総合調整担当の審議官をしております福原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私のほうからは規制改革実施計画令和4年6月7日閣議決定に関しまして、措置を行ったことを御報告させていただきます。

まず、法務省の資料の1ページ目を御覧ください。令和4年6月に閣議決定されました規制改革実施計画におきまして、経産省告示による特例の外国人による創業活動を促進支援するため、外国人起業活動促進事業の期間、1年以内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、さらに最長6か月間の創業活動を認めることができるようにする措置を令和4年度中に所要の措置を講じることとされていることにつきまして、国家戦略特別区自治体におきまして、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業のための手引き等を改正し、令和4年10月に措置を完了しているところ です。

続いて、フォースタートアップス社さんからの各要望について御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。フォースタートアップス社が御提示された御要望の1つ目、在留資格「経営・管理」の事業所確保要件につきまして、初回の在留期間更新時にコワーキングスペース等を事業所在地として認める特区事業の特例を経産省事業、法務省事業でも認める制度整備の御要望につきましては、国家戦略特区創業活動促進事業を活用し、入国後、初回の在留期間更新時までには確保が必要な事業所につきまして、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例の全国展開に対し、令和4年度中に検討を開始することとしており、現在、当庁において検討中ではありますが、引き続き必要な検

討を進めてまいります。

次に、御要望の2つ目ですけれども、大学の研究室等を特区創業活動促進事業のコワーキングスペースの特例の対象施設と認める御要望につきまして説明いたします。まず、在留資格「経営・管理」の要件の一つとして確保が必要な事業所につきましては、経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所、すなわち一区画を占めて行われていること、財貨及びサービスの生産、または提供が人及び設備を有し継続的に行われていることとされており、この2点を満たしている場合には、上陸基準省令の事業所の確保・存在に適合しているものと認められております。

国家戦略特区自治体に示している国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業のための手引きにおきましては、事業所の確保要件の特例として認めているコワーキングスペース等につきまして、法人登記が可能であり、利用期間中の利用保証があることのほか、必要に応じて同地方公共団体が当該創業活動に係る事業所として適切と認める要件を具備した施設としています。大学の研究室、企業内施設について、法人登記が可能であるか、利用期間中の利用保証があるかどうか、当該特例措置を希望している者の具体的な事例等により、より詳細な情報を提供していただいた上で、引き続きコワーキングスペースとして扱うことが可能かを検討することといたしたいと考えております。

続いて、3ページ目を御覧ください。御要望の3点目、地方公共団体が起業支援を行う場合における特例の算定対象金額に含まれる項目の明確化の御要望につきましては、この3ページ目に記載のとおり、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有、または指定するインキュベーション施設に入居している等の要件を満たしている場合に、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額、これは事業所に係る経費のほか、起業支援に係る経費も含めますけれども、最大で年間200万円まで、在留資格「経営・管理」に係る要件のうち、事業の規模要件、資本金の額、または出資の総額が500万以上であることとする要件の500万円のうちに算定する取扱いとしています。御要望団体の御指摘を踏まえ、どのような項目を当該特例の対象金額として算定し得るか、情報提供の御協力をいただきながら検討してまいりたいと考えています。

次に御要望の4つ目、有償型新株予約権によって資金調達を受けた金額について、在留資格「経営・管理」の事業規模要件の500万円に算定することにつきましては、御提示のJ-KISSは米国から来た比較的新しい資金調達手法であり、資本金に計上できないなど、出資とみなせるかどうかについて不明瞭なところがあると認識しています。その法的性質や実態等を踏まえた上で、出資金と同列な扱いができるかどうか、情報提供について引き続き御協力をいただいた上で検討していきたいと考えています。

法務省からは以上です。

○武井座長 御説明、誠にありがとうございました。

続きまして、金融庁様からヒアリングを行いたいと思います。本日は御説明者として金融庁監督局審議官、三好敏之様にお越しいただいております。お忙しいところ、お越しい

ただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、御説明をよろしく願いいたします。

○三好審議官 金融庁の三好でございます。御紹介いただきましてありがとうございます。

私からは外国人起業活動促進事業等を活用している外国人起業家の銀行口座の開設に關しまして、昨年11月の本ワーキング・グループでの御指摘及び「規制改革推進に関する中間答申」等を踏まえました金融庁の取組を御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。昨年12月の中間答申におきましては、本ワーキング・グループでの議論も踏まえ、外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家につきまして、いわゆる居住者口座、または居住者と同等の口座の開設が可能となるよう措置することとされております。これを受け、関係府省庁であります内閣府地方創生推進事務局、出入国在留管理庁、財務省及び経済産業省と調整の上、先月、当庁から預金取扱金融機関であります銀行、信用金庫及び信用組合等に対しまして、外国人起業活動促進事業または国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用する外国人起業家から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業準備活動計画確認証明書等を確認の上で、いわゆる居住者口座、またはそれと同等の口座を提供するというを要請いたしました。

今後は、各金融機関において本要請を踏まえた対応が順次進むものと考えておりますが、以前、このワーキング・グループでも御指摘いただきましたとおり、これを各金融機関の現場にしっかり浸透させることが重要と考えております。そのため、当庁といたしましても、業界との意見交換会の場で本件を改めて要請するなど、継続的に周知及び徹底を図る方針でございます。引き続き金融機関において、外国人顧客のニーズや現場の課題を把握し、いわゆるPDCAサイクルを回しながら、外国人起業家が金融サービスを利用するに当たっての利便性向上に取り組むよう、当庁といたしましても適切に対応を行ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

○武井座長 御説明をいただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、経済産業省様からヒアリングを行いたいと思います。本日は、御説明者として経済産業省新規事業創造推進室長の石井芳明様にお越しいただいております。お忙しいところ、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、御説明をよろしく願いいたします。

○石井室長 経済産業省新規事業創造推進室長の石井でございます。

答申への対応状況につきましては、法務省さんのほうからお話がありましたけれども、そういった対応について、我々としても前向きに検討をしていきたいと思っておりますし、措置が進んでいるものについては、しっかりと実施できればと思っております。

金融庁さんのほうからお話があった件につきましても、我々もスタートアップ支援者、あるいは自治体等を通じて周知を図りたいと思っております。スタートアップビザ担当自治体でも、この問題は非常に大きく取り上げておりましたので、せつかく措置を講じてく

ださっているので、しっかりPRしたいと思っております。

このほか、我々としては外国人の起業家を増やすというのは、スタートアップ推進の上で非常に重要、ダイバーシティ向上の上から、あるいはイノベーションの加速の上から重要というところでありまして、いろいろな措置、現状のスタートアップビザの在り方についても検討を加えて、さらに使いやすくなるようにということで進めたいと思っております。例えば確認書の発行について、自治体のみでやっているところ、民間も加わっていたりするような方法等についても各種要望をいただいている、検討を進めるという形で進んでいるところがございます。

それから、本日、フォースタートアップスさんから御要望があった点で一言申し上げますと、J-KISSをはじめとする有償型新株予約権、コンバーティブル・エクイティについては、我々も資金調達手段としては大分広がってきているのかなという認識を持っております。扱いについても株式とほぼ同じような形に近いような資金の入り方、それから、モニタリング、あるいは転換した後は株式になりますけれども、扱いをしていると思っております。これはスタートアップ、シード期でよくあるのですけれども、うまくいかなかった場合にどうなるかということも、例えばJ-KISSのまま会社清算をしたりとか、あるいは1円の備忘価額で買い戻して清算をする、あるいは休眠のままになるという形で株式と同じような扱いなのかと認識しております。これが広がることによって、スタートアップの資金調達もより容易になるということから、少し法務省さんともお話をさせていただきながら進めたいと思っております。

以上、御報告でございます。

○武井座長 御説明、誠にありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。御意見・御質問がある方は、ZOOMの手を挙げる機能により挙手をお願いいたします。それを受けて御指名いたします。

なお、本日は質疑対応のため、内閣府地方創生推進事務局（国家戦略特区担当）参事官の菅原晋也様、田中聡明様にもお越しいただいております。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、最初に、フォースタートアップス株式会社さんのほうから、先ほどの法務省さんを含めた御説明に関して何かコメント、その他ございましたら、お願いできますでしょうか。

○フォースタートアップス社（井伊戦略室員） フォースタートアップスの井伊です。

現時点では、私のほうからは特に大丈夫です。ほかの専門委員の皆様のお話を聞いてから、またあればさせていただきたいと思います。

○武井座長 了解しました。ありがとうございます。

それでは、どなたからでも結構ですので、挙手ボタンでよろしくをお願いいたします。

落合専門委員、お願いいたします。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。何点か御質問をさせていただければと思っております。

まず、法務省様のほうですが、コワーキングスペースの特例の全国展開を進めていただいているということで、ありがとうございます。まず、この点について、どのくらいのタイミングまでに実際に措置ができるのかです。できれば年度内の措置まで進めないのかというとも思いますので、この点の御対応の時期の見込みについて教えていただければと思います。

○武井座長 今の点、法務省さん、よろしくお願ひいたします。

○稲垣政策調整官 入管庁でございます。

先般の中間答申の調整というか協議の際にセットされているところですが、先ほど審議官からも申し上げましたが、今年度中に検討を開始して、結論が出次第ということになっており、現状は検討を始めたところでございますので、今のところ、いつまでにとことは申し上げられないのですけれども、検討をなるべく速やかに進めてということはお約束したいと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

その点については、できる限り急ぎでお願いできればと思っております。

続きまして、また、法務省様のほうにですが、今回、新しい御提案があったコンバーティブル・エクイティの関係です。コンバーティブル・エクイティは先ほど石井様のほうからもお話がありましたが、有償新株予約権として実質的に資本の性質を有するものとして調達がなされていると思います。

例えば金融上の評価との関係でもコンバーティブル・ノートのような転換社債のような形でも、場合によっては資本性のものとして金融庁の監督指針上、整理できるような場合もありますので、そういった点からしますと、そもそも転換という仕組みが付加されているので若干分りにくいかもしれませんが、新株予約権の発行でありますので、それはあくまで資本としての調達であることは間違いがないと思います。これは法的な性質ですとか、金融上の評価においても同様の考えがなされるものと思います。

そういった観点で、ぜひコンバーティブル・エクイティですとか、場合によっては金融庁において資本性のものであると評価されるものについては、実際には自分の活動資金として使えるものということだと思いますので、そういった資金は認めていただくことが適当だと思いますが、いかがでしょうか。

○稲垣政策調整官 先ほど福原から申し上げたとおりでございます。新しい手法ということなので、我々の知見はあまりないですし、これから勉強させていただきという感じではあるのですが、おっしゃることは理解しました。コンバーティブル・ノートみたいな形だと厳しいかなというもともとの考えもあるのですけれども、それとは違うのだということは一応理解しました。あと、活用は広がってはいると理解はしていますが、かなり実務の最先端で発達してきたものだとして理解しています。法律にはっきり根拠があって、その解釈でやっているものとは違うと思いますので、そこら辺は情報提供もいただきながら勉強させていただいた上で、これは資本としてみなせるよねということであれば、できなくは

ないかなと、私としては今思っているところです。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。

例えば自治体の拠出も認めていただくお話があったと思いますが、実際、そのお話以上に、より資本性のものとして確実性が高い状況になっていると思いますので、そういった点も御評価いただくのが重要と思います。また、新株予約権であるという性質自体は、もともと会社法の中にある枠組みを利用しております。実務自体はアメリカのほうから来ている部分もあろうかとは思いますが、日本の中に導入していくときに、日本の法形式に当てはめて、会社の新株予約権者として基本的には整理されてきていると思いますので、そういった点も評価して御検討いただければと思います。

最後に、自治体の関係でもう一つ申し上げますと、インキュベーション施設に入る場合の外国人起業家の代わりに負担している部分について、200万円まで負担ができるという部分です。どういう費用が認められるかになるのかが分かるような形をガイドライン等で明確化していただくか、Q&Aでもいいと思いますが、明確化していただくことができないかといったことです。また、自治体のフォローアップの期間について、創業の期間が1年だけでコワーキングスペースを離れられるとは限らないと思いますので、1年ということをお話をいただいていたと思いますが、これを例えば3年ぐらいまで検討していくような可能性がないのかどうかです。これはただ単に裸で入っているというよりかは、自治体などの関与もある前提ではあるとは思いますが、いかがでしょうか。

○稲垣政策調整官 まず、前半の地方自治体が企業支援を行う場合の事業規模要件への算入、充当というお話なのですが、一応今、ガイドライン上で起業の支援に係る経費も含むという形にはなっているので、その解釈のお話だと思います。審査の実務を担当している者からも聞いたのですが、ここの適用に関して、今まで特に疑義照会で、どこまで入るのかといった質問等を受けて対応したという記憶がないようで、今までガイドライン以上に明確に説明するように言われたことは、少なくとも明示的にはなかったようです。ここが不明だと、むしろ具体例で、例えばこれが入るのかみたいなのを幾つか摘示していただいたほうが早いかなと、それでもってこちらで考えて、もう少し詳しく書く必要があれば、それもありがたと思いますので、そのような具体例を教えていただければなと思っています。

それから、2つ目のコワーキングの特例の話です。もともとの特区の創業支援措置の特例や、経産省事業も同じなのですが、基本的には経営・管理の在留資格を取るときにちゃんと要件を全部そろえてくださいというのが大原則で、そこに足りない人についてはしばらく猶予しましょうみたいな制度になっていますので、こちらとしては今、特例措置で猶予期間となっている間にそろえてくださいという原則は念頭に置いていただきたいなと思います。それでもさらに足りないのが、1年はとりあえずコワーキングでもいいですよという形にしているのがこの特例なので、それをさらにもっと広げるとなると、もともと事業所を要件として求めている趣旨からしてどうなのかという問題があるというのは

申し上げたいと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

ガイドラインへの書き方については、一方で、かなり広く認めていただいているという実務があるということだと思います。そこが分かりやすくなるだけでも、まずはいいのではないかと思います。また、今日出席の省庁の方も含めて、事例に接される方もいろいろおられると思いますので、経産省様だったり、地方創生推進事務局の菅原様であったりも含めて、接されている例は法務省様にお伝えいただければと思います。いずれにしても具体化をするのもそうですが、全体としてあまり細かく見るような事柄ではないことを明示していただくのが大事だと思います。

後者の特例の点については、デジタル原則を踏まえますと、常駐専任規制の横断的見直しも行っている中ではありますので、そもそも事業所要件というのが本当に必要な場合でなければ、どこまで設ける必要があるのか自体もデジタル臨調などでデジタル規制改革の文脈では全体として進めているところだと思います。そういった点も踏まえて、ぜひ御検討いただければと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、堀専門委員、お願いいたします。

○堀専門委員 御説明ありがとうございます。

まず、フォースタートアップス様の要望事項につきましては、いずれも実務的に重要な御指摘をいただいたと思っております。ぜひこの経営・管理のビザの要件の緩和や、解釈の明確化に向けて進めていただけたらと思うのですが、法務省様の御説明では、現状の御説明が多かったかなと思っております。各要望事項について、いずれも前向きに検討できるということなのか、あるいはこれは難しいというものがあるのか、特に最後のJ-KISSの話などは非常に重要だとは思いますが、テクニカルにも解決していく必要があるのではないかと聞いておきまして、法務省様の現在の感触を教えてくださいというのが1点目でございます。

もう1点は、金融庁様の資料への御質問になるのですが、ここで切りましょうか。

○武井座長 まず、法務省さん、お願いします。

○稲垣政策調整官 繰り返しになって恐縮でございますが、既に中間答申の中でも協議したとおり、今から検討を始めてということに全体としてなっていますので、今のところ結論めいたことを申し上げられないというのは御容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○堀専門委員 できれば、御検討に当たって必要であれば、業界へのヒアリングであるとか、スキームの御説明なども広く聞いていただきながら、実務的に御検討いただけたらと思っております。

もう1点目は金融庁様の資料への御質問ということでございます。この規制改革推進に

関する中間答申に従いまして、今回2月に要請を行っていただいたというのは非常に大きな動きだと理解しておりまして、これによって外国人起業家への口座提供が進むということをご期待してございます。

ただ、もともと外国人の居住性の判定というのは、財務省から発出されている外国為替法令の解釈及び運用についてという通達に従ってなされていて、この居住性の判定基準の中で、先ほどお示しいただいたような事務所に勤務するか、入国後6か月以上経過するに至った者と書かれてしまっていることをごさしまして、金融庁の要請によって通達との関係がどうなるのか、通達自体を直すということは難しかったのか。

なぜこのように申し上げているかと申しますと、口座を開設することはよいと要請をいただいたとしても、受け取る金融機関においては、なお、財務省のほうの通達の大本が変わっていないとすると、外為法との関係では非居住者口座として扱わなければいけないのかという疑義が発生しないものかどうか、その辺りが分からなかったものですから、財務省との御調整、あるいは通達を直すというところまでいかなかったのかというのが御質問の1点目でございます。

2点目が、居住者口座、または居住者と同等の口座を提供するよう要請を行ったとあるのですけれども、はっきりと居住者口座と扱ってくださいということであれば分かりやすいと思ったのですが、同等の口座ということになりますと、これは何を含意しているのかということをお伺いしたいと思います。こちらは金融庁様への御質問です。

○武井座長 では、よろしく申し上げます。

○三好審議官 金融庁の三好からお答えいたします。どうもありがとうございます。

まず、外為法令の関係ですけれども、本日財務省はいらっしゃいませんが、今回の要請につきましては、先程申し上げましたとおり、関係府省庁には財務省が含まれておりまして、財務省との調整の上で、実施しております。御指摘のありました財務省通達は今も有効ではございますけれども、先ほど御説明申し上げた条件を満たしていれば、居住者口座、またはそれと同等の口座を開設することは構わないということでございます。

また、財務省通達でございますが、これは財務省の所管ではございますけれども、「規制改革推進に関する中間答申」におきまして、「財務省は、外国人の居住性判断基準について、より実態に沿う形で見直せるかどうか、令和4年度中できるだけ早期に検討を開始し、令和5年上期を目途に見直しの方向性を整理した上で結論を得る」とされておりまして、この答申を受けまして、今、財務省で検討が行われているものと承知してございます。それが1つ目のお答えでございます。

2つ目ですけれども、同等の口座と書いてあるということでございます。いわゆる居住者口座というものが、必ずしも法令などで明確に定義されたものではございませんので、幅を持たせた表現になっております。そのため、何か実質的な差異を設けているという意図ではございません。いずれにしても外国人起業活動促進事業等を活用した外国人起業家は、この要請によりまして、金融機関におきまして、いわゆる一般の居住者、日本人

の顧客と同様のサービスを受けられるということになるというわけでございます。

以上でございます。

○堀専門委員 承知しました。

まず、財務省にも検討いただいているということで、平仄が整ったような形で、政府としてこれを認めていくという方針であるということが理解できました。ありがとうございます。

また、同等の口座という表現は、特に何か差異を設ける趣旨ではなくて、居住者口座というものを実質的に指しているのだというお答えもいただきましたので、明確化されると考えました。やはり非居住者口座となってしまうと、一つ一つの送金の確認であるとか、振込の手間であるとかということが変わってきてしまいますので、実務的に居住者と同等の銀行口座の利用ができることを目指していただいているものと承知しております。ぜひ金融機関への周知も含めてお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、瀧専門委員、よろしくお願ひいたします。

○瀧専門委員 マネーフォワードの瀧でございます。本日遅れまして御説明の部分をスキップしてしまったので、資料を読んでだけの発言になる点、御容赦いただければと思います。

一つおわびがありまして、昨年11月のワーキング・グループの際に、今回、J-KISSもテーマとして出てきていますけれども、私は転換社債という表現をしてしまったのですが、私はコンバーティブル・エクイティのことを言いたかったというのを今更ではあるのですが、私も気づきましたので、それに関するお願いでございます。

私の所属する会社の子会社がありまして、ベンチャーキャピタルをやっている創業期の会社に主に投資をやっているのです。投資検討する母集団の中で、大体最初にどうやって調達をしているかという、肌感ですけれども、5割強から7割が今J-KISSによって行われております。

残りが全部普通株かということではなくて、最近はみなし優先株という、私も10年前は知らなかった存在が出てきていまして、これが2割ぐらい使われているみたいなことも聞かれています。ほかのところでも5～7割ぐらいの分布でJ-KISSが出てきているのが実態でございます。もちろんスタートアップというのは新しい起業全般を指すものですので、激しい成長を目指すようなスタートアップにバイアスのかかった意見ではあるのですが、大きな会社を産んでいくという観点で申し上げますと、このゾーンをちゃんと取るためには、J-KISSについては恐らく検討が必須かと思っておりますのと、みなし優先株もどこまで検討が可能か分からないのですが、ある程度見たほうがいいのかという感触を持っています。

私からは一旦以上でございますが、前回社債と表現してしまったのですが、この

J-KISSとみなし優先株のところの御検討を今後お願いしたく思っております。

以上です。

○武井座長 法務省さん、何かコメントがございましたらお願いいたします。

○稲垣政策調整官 J-KISSについては先ほど申し上げたとおりで、みなし優先株は今初めて聞いたので、今の時点で何もコメントはできませんが、逆にお伺いしてよろしいですか。

このJ-KISSというのは、皆様方の関わっておられるスタートアップ限界で最近使われているというのは理解できたのですが、この手法が使われる企業の属性というか、大体どういう企業が使っているのかというのが、我々には分かりにくいです。

というのも、皆様方が念頭に置いておられているのは、いわゆるスタートアップ、どちらかという華やかな世界ではあると思うのですが、我々審査実務を担っている者からすると、実はそういうのは本当にごく一部というか、例外中の例外みたいな感じです。実際に審査で溢れているのは、もっとオールドエコノミーと言いますか、例えば、インドカレー屋をやりますとか、中古車の輸出をヤードを借りてやりますとか、そういう方が圧倒的多数を占めております。後者の人たちが使うというのは全然聞いたこともないので、あまりイメージができませんが、その辺はいかがでしょうか。

○瀧専門委員 ざっくり御説明しますと、J-KISSがよく使われるのは非常に若い会社です。若い会社で人しかいません、ただ、大きなチャレンジをするために数百万円のお金では全然足りないというときに、一旦この事業がまだ明確ではないタイミングなので、事業評価は次の調達のとときにしっかりとやりましょうと、なので、ある意味で企業価値の判断を先送りするようなタイプのツールなのです。ただ、次に調達するときにはきっと価値が高くなっているからという前提で、そこに連動するような株式に転換できる金融商品を、企業の初期段階で取得していただくというものでございます。

これができないと、最初からたくさんの人を雇って開発ができないというのがひとえにはあるのだと思っております。あと、もちろん普通株でやるとどうなるかという、善意であればいいのですが、悪意を持っていた場合には、何もない会社に非常に高い評価額をつけた上で、その瞬間に会社が解散されてしまうみたいなことになると、完全に詐欺とまではいなくても、投資家がお金を奪われる形になってしまいます。成長意欲が非常に強くて、初期的に資金ニーズがあり、10人ぐらい人を雇ってプロダクトを出してというところで、数百万は足りませんので、そこで、未来の権利をできるだけ今のうちに転換できるような形でという中で生み出されてきた手法でございます。

すごくスケールするタイプの一部の事業者に向けた措置であることは間違いはないかなと思いますので、インドカレー屋さんまでとは思っていないところでございます。

○稲垣政策調整官 そうすると、テック系などが多いということですか。

○瀧専門委員 最近ではテクノロジーといっても、割とそれこそカレーチェーンとか散髪とか、ああいうもののテクノロジー化を促す方々もいるので、ひとえにザ・ソフトウェアという感じにはならないことが多いのですが、いわゆるベンチャー企業として、どち

らかという高いグロースを目指す、高い成長を目指して早めに、1～2年以内には大型の調達を受けて次のラウンドに行くか、正直、もう止めてしまうかという、かなりリスクの高い試みをされている方々と見ていいのかなと思っております。

○稲垣政策調整官 ありがとうございます。

○武井座長 法務省さんから、ほかに御質問とか、逆にございましたら、よろしいでしょうか。

○稲垣政策調整官 では、今おっしゃっていただいて何となくイメージはつかめたのですが、それは外国人の創業している人が使いたいとか、使ったとかいう例はあるのでしょうか。

○瀧専門委員 最近の海外の企業家に聞いてみることもできるかなと思いますが、普通に考えて、普通株で調達するというのはあまり選択肢にならないものですから、こういうときは二通りなのです。J-KISSみたいに判断を先送りするタイプか、みなし優先株の実務をちゃんと見る必要があるのですけれども、会社を解散されたとしても残余財産をちゃんとすぐに出資した額分ぐらいは受け取れるという投資家保護的なものになっているのかなと思ってます。実務の詳しい人に、間違っていたら訂正いただきたいのですけれども、その部分を気にしたものなのかなとは思っております。

○武井座長 法務省さん、ほかにはいかがでしょうか。

○稲垣政策調整官 ありがとうございます。

○武井座長 続きまして、竹内専門委員、よろしく願いいたします。

○竹内専門委員 御説明いただきましてありがとうございます。

私からは、せっかくフォースタートアップスさんにお越しいただいておりますので、引きの視点でといいますか、大きな御質問になってしまいます。

規制改革はどうしてもテクニカル論になっていかざるを得ないところがありまして、掲げているビジョンは非常に大きいのですけれども、実際にやらなければいけないことは、この法律とこの法律の隙間が埋まっていないから、ここを埋めなくてはいけないとか、ここで特例を何か広げればカバーできるのではないだろうかとかいったような、要はテクニカル論にどうしても落とし込んでいかなくてはいけないところで、我々としても俯瞰をした、本来、今回議論すべきところは、日本において外国人材による起業が全国的に起きていくことをモチベートするために、制度的な改革として何があるべきかといったような俯瞰的な観点から見たときに、3つ必要なことを挙げるとすれば、何が考えられるかといったようなところが、もしあれば、いただきたいなというところが一つです。

これは非常に急な御質問でもあって、今回、非常にテクニカル論に落とし込んで論じていただいておりますので、とりあえず、まずはこれをやっていただければということであれば結構ですけれども、いろいろなビジョンをお持ちの中で、多分、この問題だけではなくて、大きなオーバービューとしての問題意識をお持ちだと思ったので、もし、何かあればそこをお聞かせいただければといったところでございます。

続きまして、これは多分時間がかかるので、考えていただいている間にというところもあるのですが、続けさせていただくと、私自身、日本の中でもスタートアップの起業が、より大学発とか、そういったようなところから起きていくというようなところは非常に重要だと思っています。自分自身もファンドを設立してやっている中で実感しますが、良い技術を持っている先生が大学にいたら、日本はなかなか起業しないのですけれども、それをビジネスにするために、こちらから口説いて起業させるみたいなことをやっていかなくては行けない。

話がそこから飛んでしまうかもしれませんが、大学等のコワーキングスペース等というようなところも、ぜひ認めていただきたいのです。そうした中で、フォースタさんには、具体的な御質問として申し上げれば、大学内の施設とか、企業内研究所とかの施設を事業所として使えるようにするといったようなことで、どれぐらいこれが前向きな動きになるかを感じておられるかといったようなニーズ、手応え感でも結構ですので、教えていただければといったようなところ、これがフォースタさんに1点です。

入管庁様にも、ここのコワーキングスペースの特例についてお話を伺いたいのですけれども、先ほど特例なのだというようにお話をあつたかと思えます。ただ、コワーキングスペースの位置づけというものが日本社会の中でも物すごく大きく変わってきている。かつイノベーションを起こすという点では、コワーキングスペースに入るからこその価値もあると言ったら変なのですけれども、コワーキングスペースというのは、決して事業所要件を満たせないから、その間の経過措置という存在では世の中の的になくなっていくところを御理解いただきたいと思えます。

私自身も環境スタートアップとか、そういったスタートアップがたくさん入っているコワーキングスペースに事務所を置くことで、スタートアップ同士の連携、技術的な連携、ビジネス的な連携、こういったものが生まれてくるといったようなところがあるので、経過措置として認めるかといったような存在では、日本社会のスタートアップ関係者の中でもなくなっているといったようなところを前提として、まず、御認識をいただきたいといったようなところでは、

それを前提とした上で、このコワーキング特例を考えていただくということをお願いして、かつその中で、こういったコワーキングスペースが、例えば自治体さんに対して事業所として、彼らは一定の基準、ガイドラインみたいなものを持った上で認定したいと思うでしょうから、そういったところの策定といったようなところに、法務省さんのほうから働きかけをしていただくといったようなことができないのかといったようなところ、そこら辺をお伺いできればと思えます。

○武井座長 ありがとうございます。

まず、フォースタスタートアップさんのほうに、3つの柱の話、あと、大学の話、お願いいたします。

○フォースタスタートアップス社（泉戦略室長） コワーキングについては、井伊のほうから

お話をさせていただければと思います。まずは御質問をありがとうございます。

3つの観点というお話でございますが、これはなかなかこれというのは難しいのですが、本当にマクロの話になってしまいますが、まず、一つあるとするならば、こういった意見交換といいますか議論の場、規制改革ワーキング・グループ、こういった文脈におけるところにおいて、ある種の新たな日本をどう創出するのかという一つの物差しに沿って議論がなされるべき、これは規制改革の規制官庁の方々にも可能な範囲でという文脈ではございますが、いろいろなものがどんどん変化してきている世の中で、一つの意味決定の遅れが日本の成長を遅らせるというような文脈になりかねないような時代になっております。ともすると、もう既に遅れているという状況になっているかなと思いますので、こういった文脈において、一定の趣旨の中で、こういったワーキング・グループに臨んでいただくマインドが一つ大変重要なことと考えてございます。

もう一つは、それにひもづきましてグローバル化の意識です。スタートアップだけにかかわらず、デジタルの文脈においてもそうですし、産学連携、もっと言うと起業率みたいな各数字において、先進国の中でも最低の定量的な指標が示されているにもかかわらず、いまだに日本の世界に対する競争力を高めていくというようなところの意識がまだまだ低いように私個人としては感じるところでございます。まさにこういった文脈を打破していこうという観点で、弊社の立ち位置としては活動している文脈でございますので、2つ目として挙げさせていただいております。

3つ目を考えておりますが、まずは2つの御回答というところで留めさせていただければと思いますが、問題ないでしょうか。

私からは以上です。

井伊さん、続きましてお願いできますか。

○フォースタートアップス社（井伊戦略室員） 承知いたしました。

私も考えていて、一部聞きそびれてしまったところがあるのですが、竹内専門委員におっしゃっていただいた2点目は、大学の研究室をコワーキングスペースに追加するといったところのニーズであったりというところが、どの程度あるかという御趣旨で、ありがとうございます。

これは要望のペーパーにも書かせていただいたとおりではありますが、主に留学生のところを念頭に置いております。実際、特に前回のワーキング・グループで御参加いただいた仙台市さんであったり、あとは非常に学生が多い京都府・京都市であったりというところで、優秀な留学生の選択肢として起業というものがあって、その際に、もともといた本国に帰らずに日本で起業してもらおうということは非常に価値があることかなと思っています。

とはいえ、学生なので、事業規模要件にも係るところで非常に資金がないところがございます。その中で、コワーキングスペースは、当面、普通に事業所を借りるよりはかなり安い金額で済むところがありますので、そこを認めていただけるといったところで、そう

いった優秀な外国人留学生の日本での起業を促進できる部分があるのではないかといたところは、自治体様とのディスカッションの中でも上がっているところがございます。

○竹内専門委員 何かアンケートとか声の数とか、そういったものは拾えてはないですか。

○フォースタートアップス社（井伊戦略室員） 具体的な母数としては、定量的にはなかなか拾えていないところがございます。一部の有力な自治体様とお話ししているところがございます。

○竹内専門委員 ありがとうございます。

○武井座長 では、法務省さん、お願いできますでしょうか。

○稲垣政策調整官 コワーキングについての御指摘かと思えます。この議論は毎回同じようなことの繰り返しになってしまうのですけれども、日本国内のビジネス、スタートアップの状況としてコワーキングとかシェアオフィスとかが普通に使われているというのは分かりますし、一般に広がっているというのはよく理解はしております。

ただし、日本人が一般的にそうできるか、外国人の在留資格審査上、同じようにやれるかというのは、また別の話かなと思っていまして。毎回繰り返しで恐縮なのですが、在留資格を与えて保護する以上は、それなりの要件を満たしてもらわなくてはいけないという考え方でずっとやっておるところでございます。その中で、独立性のある事業所を構えていただきたいということはずっと申し上げているところです。ただ、その例外というか、特例としてコワーキングが一定の範囲で使えるという形にしておりますので、そこはそういう考え方でいう以上は申し上げられないところです。

○竹内専門委員 繰り返し御説明いただいているので、繰り返しの御質問になって恐縮なのですが、在留資格を与えるというのが物すごく大きいことだというのは我々も当然重々理解をしているつもりです。ただ一方で、固定の事業所要件を満たすということとコワーキングであるということの差というのは、どのように解釈をされているのか、それが非常に大きいということを前提としていらっしゃるということでもよろしいでしょうか。

○稲垣政策調整官 先ほども申し上げたとおり、基本的に事業所はスペースがあればいいというのではなくて、ちゃんと独立した、基本的には賃貸の部屋のようなものをイメージしているところがございます。ガイドライン上も例えば容易に処分可能な屋台は駄目としているのは、そういう考え方から出ているものです。あくまでコワーキングはそこには直接当てはまらないというので、一部、特例として認めているという考え方になります。

○竹内専門委員 特例かどうかというのは、規制の経緯の話だけだと私は認識していて、そのような規制に意味があるか、その規制を設けることによって、要は国民が何らかのメリットを受けられる、それだけの差があるのであれば、私はその要件を設けるべきだと思いますけれども、今の御説明で特例であると、だから、なし崩しに広げることにはできないという以上の説得力を私には与えていただけなかったなと認識しております。

コワーキングスペースについては御認識もすごくよく分かるのですけれども、私は日本人でずっと住んでいますし、この規制改革会議の委員を務めさせていただいておりますけ

れども、コワーキングスペースがなかったら起業できていないです。なので、一度見に来ていただくということも含めて御検討いただければと思います。

私からは以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

独立した事業体であるということで、達成しようとしている趣旨が何なのかということだと思っていて、ちゃんと事業をやっていますということを担保したいという、そういう理解で良いでしょうか。法人登記とかいろいろ書かれていて、法人登記というのも一例だと思うのですけれども、ちゃんとした事業をやっているというイメージの要件なのでしょうか。在留資格を与えた以上はと、そういう感じなのですか、ちゃんとしたという言い方は変ですけれども。

○稲垣政策調整官 それもありますし、あと、これは規模の要件と似たような発想だと思うのですけれども、一定の形式というか、最低限のものはそろえてくださいという考え方です。どんなメリットがあるのだと言われると、メリットというよりは、それを外したときにデメリットがあるかなと思っています。

我々が普段扱っているのは、皆様方が想定されているようなすばらしい事案だけでは必ずしもなくて、詳しいことはこの場では言えないのですけれども、はっきり言ってかなり濫用が見られます。この点は、前回の議論でこんな程度の要件で防げないだろうと言われました。確かに完全に防ぐのはもちろんどんなことをやっても多分無理だとは思いますが、これを外すと、さらにひどいことになるのは間違いないとは自信を持って言えます。詳しいことは言えませんが、現実にも今でもいろいろな事例があって、今、2つしか要件が実質ないのですけれども、最低限、これぐらいは何とか維持しないとということになります。

○武井座長 前回の本ワーキングでも経営・管理ビザに関する御説明をいただいて、濫用されやすい面もあるとの御説明もあって、おっしゃるとおりの面があると思いますので、その中で、今の要件で十分それでも達成できたらというのが今の御説明だと思うのですけれども、同時に、規制が今やろうとしている趣旨を別の新しい形で同じ趣旨を達成できませんかという問いだと思っています。大学とかがある程度責任を持ってではないのですけれども、ちゃんとやっているというのを見ているという立てつけを組み込ませることで、いろいろな濫用が防げませんかという問いがこの問いの2のような気がしています。

あと、地方公共団体についても同じ話だと思うのです。それは多分問いの3だと思うのですけれども、入国した後に濫用を防げる立てつけがあることで、入るとき、エントリーのときの規律を形を変えてというか。濫用が許容されて良いとは誰も本当に思っていないので、大学に関する話というのは、新しい規制の姿が何かないですかという問いではあるのだと思うのです。多分、それが竹内さんのおっしゃりたかったことかなと思うのですが。

あと、独立した区画ではないほうがいい事業が生まれる、イノベーションが生まれやすいという時代にも今なっていますというのが、同時に竹内さんが今おっしゃったことで、

いろいろな事業所のオフィスとか、固定した机を作らないというオフィスも最近出てきています。そのほうがイノベーションができるときもある中で、今、入国に関して果たそうとしている規制趣旨を別の新たな形で何かできませんかということの問いなのだと思います。この段階で、こうだというお答えを法務省側さん側も難しいと思うのですけれども、そういう問いではあると思うのです。大学とかの関係はそういう感じかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。総論的にといいたいでしょうか。

○稲垣政策調整官 おっしゃっていることは分かります。ただ、今やっている特区などで地方自治体が寄り添ってというのもそうですし、これから検討することとなる大学や企業の設備でみたいな話もそうです。まさにその趣旨に沿ってできるかどうか検討しましょうということだと思っていますので、そういう意味では全然無視しているつもりはないとおっております。

○武井座長 ありがとうございます。どういう姿があるか、これからみんなで知恵を寄せ合って考えましょうと。濫用されてよいとは誰も思っていないですし、先ほどおっしゃったように、本当に世の中にはいろいろな事例があると思うので、当然濫用は防がなければいけない話ですし、この経営・管理ビザの全体のビザから見たときの立てつけ、法務省さんのおっしゃっていることは極めてよく分かる話なので、本当に趣旨を達成する新たな規律の在り方を考えましょうということ。それを特例と呼ぶかどうかは言葉の問題だと思うのですけれども、言葉の問題をおいても、どういう姿をつくりましょうかという問いだと思うので、いろいろな形で前向きに知恵を出し合うことが大事かなと感じています。それが今日の竹内さんがおっしゃっていたことという理解でよろしいでしょうか。

○竹内専門委員 ありがとうございます。

○武井座長 先ほど法務省さんからJ-KISSに絡む御質問があったのですが、フォースターアップスさんのほうで何かお答えできる点がありますでしょうか。

○フォースターアップス社（井伊戦略室員） 先ほどの具体的な事例のような外国人起業家が使用しようとしている事例があるのかという問いのところでしょうか。

○武井座長 そうです。そこら辺です。

○フォースターアップス社（井伊戦略室員） 現状の制度で使用することができないので、日本ではなかなかそれをやっている方はいらっしゃらない、母数がなかなかいらっしゃらないところではあります。

実際に自治体さんにヒアリングしたところでは、例えば仙台市さんなどでは、実際にJ-KISSを使っただけで資金調達が決まっていた一方で、それをもって経営・管理ビザに移行しようとしたところで、J-KISSは駄目だということで弾かれたという事例も発生して、それが氷山の一角として出ているような形なのかなと思っています。

瀧専門委員からも御指摘をいただきましたとおり、創業初期の段階でなかなか企業価値が判断しにくいところでJ-KISSを利用するのが、一般的にすごくリーズナブルな手段としてあるものかと思っていますので、それは外国人起業家にとっても資金調達を目指す上では、

もし制度上可能であれば、すごく有効な選択肢にはなるのかなと考えております。

○武井座長 ありがとうございます。

法務省さん、何か追加でお伺いしたい点はございますでしょうか。フォースタートアップさんに特にこのタイミングでは何かよろしいでしょうか。

○堀専門委員 J-KISSの話、一つだけ補足してもよろしいでしょうか。

○武井座長 堀委員、お願いします。

○堀専門委員 J-KISSがどのような場合に使われているのかというお話がありましたので、J-KISSは、将来の優先株式によるエクイティの調達を予定して、今の時点ではバリエーションが合意できない場合、合意しにくいようなときにお金を入れる方法として用いられています。そうすると、新株予約権の対価としてお金が会社に入り、次のラウンドで発行される優先株式に転換するというものなので、早期に投資家にお金を入れてもらってスケールしようとするテック系の企業であるとか、広くサービス提供していこうとするSaaS企業などが使うのが一般的で、そうであるとする、お金が入っているので、その分も一緒に500万円の要件で見てほしいというのがフォースタートアップさんの要望だと思いました。

先ほどの法務省のどのような場合に使われているのかという御質問がありましたので、イメージを持っていただいたほうがよいと思いました。そういう意味ではラーメン屋さんのように、最初の初期投資で一定の資本金をそろえれば、その後、調達する必要性がなく、キャッシュフローで回転していく企業とは違う形態の企業が使われるイメージかと思いました。制度をつくっていただく前提で、もし御参考になればと思いましたが発言させていただきました。

○武井座長 ありがとうございます。ちなみに外国人の絡みでは、堀さん、何か追加でコメントする点はございますでしょうか。

○堀専門委員 逆に言えば、フォースタートアップスに御質問なのですけれども、外国人が起業するときに、いきなりJ-KISSを使う、500万円も入らずJ-KISSをいきなり使いたい事例というのがどのぐらいあるのかなということが気になりました。そうであれば、最初500万円ぐらいは集められるのではないかという気もしてきており、具体的なニーズみたいなものがあれば、もう少し法務省に外国人起業家がJ-KISSを使うというニーズがどのぐらいあるのかということをお聞きいただけたほうが、御提案が進むのかなと思いました。

○フォースタートアップス社（井伊戦略室員） ありがとうございます。

現状の制度がないところなので、具体的な数字でというのは難しいところではあるのですが、おっしゃるとおり、そういう定量的なものがもう少しということであれば、そこはもう少し、例えば外国人起業家、スタートアップビザを取得して来られている方にヒアリングを行うなど、そういったところはもう少し必要かなと考えております。

以上です。

○武井座長 落合専門委員、どうぞ。

○落合専門委員 私も補足しようと思っておりました。法務省のほうで前提にされていた一般的な中小企業とスタートアップ企業ないしデジタルサービスを広げていくタイプの企業ですと、お金の調達の方法が全く違うところであります。別にこれは日本だけでなく海外も含めてですが、最初の段階では、山のものとも海のものともつかない場合は割と多く、その時点で、いきなり私は10億円を集めたいですと言っても、調達できる例もあるかもしれませんが、できないことが大半だと思います。

ただ、プロダクトを全部完成させるためには、例えばそれが10億であったり、100億調達しなければというときに、次第にエクイティを入れていくような形で調達をします。ただ、そこでも企業価値が極めて大きく変化しながら、それこそ数倍、十倍の企業価値になってということ、各資金調達をする際に繰り返していくのがスタートアップで特にかなり大きくサービスを行おうとしている会社の仕事になります。そのときに、最初に人をそろえて資金をそろえてということはできないことになります。

また、売上げが出たからそれを返済に使うというのでもなくて、それをさらに次の投資に回していかないと、要するに最終的に例えば10億円が必要だとしたら、10億円分を早めに使わないと早めに完成しないですし、デジタルサービスにおいては、それが早めに完成しなければ、ほかの会社に市場を取っていかれることになります。このため、基本的にスタートアップの場合は配当も行わないですし、もちろんデットを一部組み合わせることはなくはないのですが、基本的にはそういう調達の構造になっていますので、これはスタートアップの場合にどうなのかということなのです。

日本でできていない場合にどうなのかということ、海外の場合にどうなのかということもあろうと思います。この辺りの調達の実務については、かなり海外の影響というか、特にアメリカの影響を受けて、J-KISSなどもそうですが、できているところがあると思います。フォースタートアップス様のほうも日本で定量というのも難しいかもしれないので、ほかの説明をしていただく手段としては、海外においてはこういうような実務が多くあるのだというお話をさせていただくのもあると思います。日本にはない部分なので、ない部分の仮説アンケートは、どうしても物事の事柄上、限界があると思いますので、そういった点も踏まえて、引き続き議論をさせていただくといいかと思っております。

ほとんど補足なのでお答えいただくようなものでもないかもしれません。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

では大槻議長、よろしく御願います。

○大槻委員 大きくは2点ということで、今までも出た点についてです。

まず1点目、コワーキングスペースの件です。今日、非常にいいディスカッションを聞かせていただいたと思いますが、瀧さんと法務省の入管庁の方のやり取りの中で、大分違うクラスタを見ているのだなということが改めて分かったところです。入官庁の御意見として、濫用は防ぎたいというのは非常によく分かるポイントですし、ほかの規制改革案件

でも、どこまでのリスク、コストがあり得るのかということは、我々も常に念頭に置いて
いるところです。一方で、新しいスタートアップ等の潮流に規制が追いつかないというこ
とを何としても我々としても避けたいところでございます。

ですので、今までお話に出たところにあるような、例えば大学の研究室等については、
自治体のフォロー、そして、先ほどほかの方々からもありましたけれども、大学による一
定のスクリーニング、卒業生がコワーキングスペースをここに設けたいといったときには、
当然大学の研究室、あるいは教授がしっかりとそれを見てから許可を出しているというこ
とを前提に、そういった定期的なチェックをすることによって補完することができないの
でしょうかということ、これは御質問というよりは、そういった形の補完的なもので、よ
り念頭に置いているようなことが担保できることがあるのではなかろうかと思っておら
す。

2点目ですが、これも半分は意見でございます。スタートアップの資金調達全般に関し
てということと、コンバーティブル・エクイティについてのことです。これも先ほど瀧専
門委員からもあったようなみなし優先株等々も含めて、スタートアップ調達全体、これは
外国人に限定しないことではございますけれども、経産省の皆さんと金融庁の方々に、よ
り精緻化と、より使われやすいような形のものにさせていただければと思います。

これについてちょっとだけ質問なのですが、主には金融庁さん、それから、経産省さん
にも若干絡むところです。これを外国人の方の起業の際に資本としてみなすかどうかとい
うところで、若干気になるのが、倒産時の優先順位なのですけれども、ウェブ等で見る限
り、一般債権と同等になるというような記載もあったのですけれども、これは資本として
最劣後な形になっているのでしょうか。あるいはそういうことは必ず明確でないならば、
そういった要件を含めることも必要なのではないのでしょうかということです。

もう1点、金融庁さんに対して御質問なのですが、これは外国人の方に限らないのです
けれども、コンバーティブル・エクイティは譲渡が不可となっているということが原則と
なっているのですが、そうすると、これから活発化するであろう事業成長性担保との絡み
は整理できているのでしょうかということです。いずれにしても細かいのですが、簡単に
御説明いただいて、意見としてこれらも含めて詳細を前向きに詰めていただければと思っ
ています。

以上です。

○武井座長 では、経産省さんのほうから御回答をいただいてから、それから、金融庁さ
んのほうにお願いできますでしょうか。

○経済産業省事務局 返済順位のところでございますか。

○武井座長 今の大概さんの話を含めて何か。

○経済産業省事務局 個別の状況によるかと思います。金融庁さんの御回答をいただき
たいと、申し訳ございません。資金調達のところは、また御相談しながら検討を進めたい
と思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○武井座長 金融庁さん、いかがでしょうか。

○三好審議官 まず、事業担保の話は検討が今進められているところでございまして、今のご質問について私から確たるところは申し上げられませんので、当庁の担当から、後ほど何らかの形でお答えできればと思っております。

資本性については、私どもは、債務者の評価において資本性をどのように捉えるかというところで、例えば預金取扱金融機関においてどのように評価するかという観点から指針を示しているところでございます。

コンバーティブル・エクイティやみなし優先株について実務上どのように扱われているかという具体的なところは、また当庁の担当からお答えしようと思えますけれども、債務者の属性ですとか債権者の属性ですとか、資金使途等でどういう形になっているか、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本に類似しているかどうか判断されているということになります。

ですので、一般的なご回答となり恐縮ですが、何か市場においてこういうルールですと掲げているというよりは、預金取扱金融機関において、普通株であれば当然エクイティなわけですけれども、それ以外、優先株はエクイティとして扱うと思えますが、例えば劣後債ですとか、そういうものを資本類似と認めるかどうかを、先ほど申し上げたような償還条件や劣後性といった観点から判断するというということになります。

以上でございます。

○大槻委員 かしこまりました。であれば、最初にあったように、そういったことも要はエクイティ性があるものについて、資本として500万円に含まれるということの中では、このコンバーティブル・エクイティについても、そういった条項を書き込んだものについては、資本として扱うという形がいいのかなと思えました。ありがとうございました。

○武井座長 ありがとうございます。

お待たせしました。御手洗委員、よろしく申し上げます。

○御手洗座長代理 まず、出入国在留管理庁さんに意見というか、コメントです。私は割と泥臭い世界に接することもあるもので御懸念のことはよくよく分かります。経営・管理のビザで入られる方の多くは、先ほどおっしゃられたように中古車販売ですとか飲食店経営をされる方が多いでしょうし、事業所要件を設けられているのも、恐らくこの要件を設けていないと本当にお金のない方が入られて、結局事業をするのではなく、不法就労につながりやすいといった懸念があるのかと思います。

あまり専門的なことではなくざっくりした意見を申し上げて恐縮なのですが、そういった方々と、今回このワーキングで想定しているような、大学発スタートアップなど高度な研究内容を事業化しようとしている人を同じビザで管理しながら、特例で対処することには限界があるのではないかと思います。

もう既に多くの委員が言われていることではありますけれども、事業実施主体の自治体や大学が認めた、高度な研究内容でスタートアップを起業するつもりであるという人につ

いては最初から違うルールを当てはめることをしていかないと、既存の枠組みの中でコーキング特例を1年限定で認めるなど中途半端なことをしても、逆にそれも悪用されかねないですし、本当に高度な技術内容でスタートアップしようとしている人にとっては使い勝手の悪いものになるかと思えます。

もう少し手前の入り口の段階でどうやったら属性を区分できるのか、それぞれに対して的確な要件は何なのか、設計段階から見直して、あまり細かい特例だけで対処しようとする方がよいのかと思えます。テーマとして大きくて御検討が大変かもしれないですけども、ひとまず短期的には特例で対処するにしても、中長期的に、そもそもどうやって属性を整理するのかというところをもっとよく御検討いただいたほうがよいように思いました。

金融庁さんのほうですけども、口座の開設要件について物すごいスピードで見直して通達を出していただいて、さらには全銀協さんなどにも対応をご確認いただいてありがとうございます。すばらしいスピードだと思いました。

一方で、地方で実際に地銀の支店さんなどと取引しながら事業をやっていると、通達が出ていても出現頻度の低い手続というのは現場に徹底されるまでに非常に時間がかかって、よく分からないのでたらい回しとか断られることもよくあることですので、引き続き事業実施主体の自治体さんなのか、もしくは経産省さんに駆け込みで行くこともあるかもしれないですけども、こういう通達を出したはずなのに全然徹底されていないということはないか、外国人起業家の方で結局困るということがないかについて声を吸い上げて、必要があれば御対応いただけたらと思います。通常の手続より出現頻度が低い分、周知徹底に時間がかかるかなと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

以上です。

○武井座長 法務省さん、金融庁さん、何か一言ずつございますでしょうか。

○稲垣政策調整官 非常に大きなお話で、今日のマנדートを超えるようなお話で、なかなかコメントしにくいのですが、御趣旨は理解できます。それが実現できるのかどうかというのは非常に難しいところはあるかと思いますが、おっしゃっていることはよく分かりました。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁さん、いかがでしょうか。

○三好審議官 お褒めの言葉をいただき恐縮でございます。

先ほど申し上げましたとおり、現場に浸透するということが重要だと考えておりました、業界との意見交換会を定期的に持っておりますので、そちらでも浸透を図りますほか、例えば金融サービスの利用者相談室も設けておりますので、何かあればそういった金融庁の窓口で御相談いただくルートもあるといったことの周知も図ってまいりたいと考えております。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○武井座長 ありがとうございます。

それでは、時間も過ぎましたので本件議論はここまでとさせていただきます。

今日の話は、まさに地域発の経済活性化の期待に応えるという観点からも大変重要だと思っております。そういう観点で、いろいろな論点が出ていますけれども、いろいろな国内の企業慣行、いろいろなイノベーションの在り方の変化を踏まえて事業所で見るという以外に何か規制の選択肢、規律の選択肢がないのかという点であったり、あと、資金調達のほうについてもいろいろな新しいものが出ていますということ等に関して、所管されています法務省様におかれましては、なるべく早めに御検討を開始されてということをお願いできればと思います。まさに本件の課題につきまして、真に守るべき公益とは何なのかを踏まえて、時代が変わる中でいろいろな選択肢、イノベーションワーキングでございますので、規制の在り方もイノベティブに考えていくべきかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

具体的には、コワーキングスペース特例の拡充及びインキュベーション施設特例の明確化につきましては、ガイドライン等での対応を令和5年中に、また、コワーキング特例及びインキュベーション施設の年数の話であったり、コンバーティブル・エクイティの話、いろいろございましたけれども、そういった点につきまして、令和5年に検討を開始していただいて、なるべく早く何らかの結論をいただきますよう、よろしくお願い致します。

さらに今日、各委員から御意見をいただきました事項につきまして、また後日、検討状況等を確認させていただくかもしれませんので、何とぞよろしくお願い致します。日本でスタートアップが活躍できるように、外国起業家の方を含めて、ビジネスをしやすい環境を整える規制改革を引き続き議論していければと思っております。よろしくお願い致します。

今日は時間を超過して申し訳ございませんでした。フォースタートアップ株式会社様、法務省様、金融庁様、経済産業省様、地方創生推進事務局の皆様には、御説明及び資料等で御案内いただきまして、誠にありがとうございました。皆様、これで御退室いただきまして結構でございます。委員、専門委員の皆様は少しお待ちください。

時間を超過しまして申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

(要望者、各省庁、退室)

○武井座長 次に、議題2「規制改革ホットライン処理方針」について議論したいと思います。こちらにつきましては、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○松本参事官 それでは説明いたします。

今回、規制改革ホットラインに提出された提案のうち、令和4年9月16日から令和4年12月14日までに各府省から回答が得られたスタートアップ・イノベーションワーキング・グループに係る提案につきましては、資料4のとおり処理方針案を作成しております。こちらの方針案につきまして、本ワーキング・グループにおいて御決定いただきたいと思います。なお、本処理方針案につきましては、各委員、専門委員において議決

等に参加されないと事務局に御連絡いただいた者については、それを前提に決議を行うこととなります。今回、処理方針を決定する事項は、この資料の5件となります。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

皆様、こちらでよろしいでしょうか。

それでは、規制改革ホットライン処理方針につきましては、資料4のとおりと決定したいと思います。

以上で議事は全て終了いたしましたので、本日のワーキング・グループを終わります。

次回の日程等につきましては事務局から追って御連絡します。